

【参考資料】

朝霞市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(朝霞市において行う事務)</p> <p>第2条 朝霞市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) (略)</p> | <p>(朝霞市において行う事務)</p> <p>第2条 朝霞市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> |